

嘉麻市子ども基本条例(案) 賛成少数で否決へ



提案理由・継続理由

この議案は、地域全体で子どもや子育て家庭を支え合う市を実現するため、令和3年12月定例会において、提案されたものである。市には既に子ども関連の条例が多数あるため、さらなる調査や審査が必要であるとの理由から継続審査となっていた。

継続審査の結果報告(一部抜粋)

- 子ども・子育てに関係する団体に意見を聞きながら、執行部に現在ある子ども関連条例との関連を確認するなど、20回に渡って協議を重ねた。
- 関係団体から「審議会及び救済委員会を設置すべき」との意見があったが、市には現状で関係課に相談窓口があり、救済窓口としての役割を果たしていることから、第三者機関は必要ないと判断した。
- 委員会の修正案は、各団体からの意見を反映した内容であるとともに、「安心して産み育てることができる子育て環境の整備の実現」という趣旨・目的をより実効性のある内容に改めたものである。

委員会において修正案が可決されましたが、本会議において否決となりました。
以下、本会議での討論内容です。

賛成

- ・委員会での審査は正式なルールで適正な処理がされている。
- ・子どもの権利を主体とした、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備の実現の条文が盛り込まれている。
- ・議会にパブリックコメント実施手続規定がないことから、子ども子育て関係6団体の意見を聞き、内2団体とは直接懇談会を行って協議を重ねている。
- ・憲法や子どもの権利条約の原則に立ち返り、子ども基本条例を生きた条例として具体的に推進されることを期待する。
- ・1年間の期間を要し、延べ20回の委員会開催で、より実効性のある大幅な修正内容となって完成している。

反対

- ・議会は修正案を作成することを付託したものではない、権限外のことを行っている。
- ・提案者の原案を撤回せず、委員会で採択された修正案の提出者の一人となっていることは、道義的に違和感がある。
- ・子ども基本条例制定に反対するものではない。
- ・各団体から意見を多く反映するには、執行部提案の方がより完成度の高い子ども基本条例になるのではないかと。
- ・議員提出議案では予算を伴う条文は設けられないので、市民等の意見を求める第三者機関の設置要綱が盛り込まれていない。
- ・基本条例をつくる時は全員で決めるべき。